

令和 8 年度 JR 横浜線相模原駅付近における連続立体交差事業予備調査業務委託 仕様書

(適用範囲)

第 1 条 本仕様書は、「令和 8 年度 JR 横浜線相模原駅付近における連続立体交差事業予備調査業務委託」(以下「本業務」という。)に適用する。

(業務の目的)

第 2 条 JR 相模原駅を中心とする相模原駅周辺地区については、「相模原駅北口地区土地利用計画」に基づく相模総合補給廠の一部返還地(約 15ha)の土地利用の具体化に向けた取組や、駅南口地区を含めた地区全体の今後のまちづくりの方向性及び市役所本庁舎周辺の行政機能の在り方を検討している。

そのような中、JR 横浜線の交差手法については、駅北口地区へのアクセス性を高めるとともに、駅南北の回遊性を向上させる観点から、連続立体交差を基本に検討することとしている。

しかしながら、連続立体交差化は都市に与える影響や事業規模が極めて大きく、事前に慎重な検討が求められることから、鉄道事業者との調整、市民との合意形成が必要となってくる。

このため、今年度に別途調査検討を実施する「(仮称)横浜線相模原駅付近連続立体交差化計画に伴う事業調査に先立つ調査(その 3)」(以下「別途調査検討」と連携しながら、連続立体交差化の必要性や将来目標を設定するとともに、最適案の検証に向けた費用便益分析等を行うことを目的とする。

(業務履行期間)

第 3 条 本業務の履行期間は、契約日より令和 9 年 3 月 24 日までとする。

(業務対象区域)

第 4 条 本業務の対象区域は、相模原市中央区小山ほか地内とし、矢掛立体から西門踏切までの区間内約 2.6 km を基本とする。

(提出書類)

第 5 条 受注者は、契約締結後速やかに次の各号に掲げる書類を発注者に提出し、承諾を得なければならない。また、承諾された事項を変更しようとするときは、その都度承諾を受けなければならない。

- (1) 委託業務計画書
- (2) 業務工程表
- (3) 履行状況報告書(毎月末にも実施工程を記入して提出する。)

2 受注者は、業務完了時速やかに業務完了届を発注者に提出しなければならない。

(主な業務内容)

第6条 本業務内容は次の各号に掲げる項目とする。

(1) 計画準備

連続立体交差化に関連する計画や既存調査データ等を収集・把握するとともに、調査時点からの連続立体交差化を取り巻く状況や社会経済情勢における変化を明確にする。

(2) 現況調査の再整理等

前号の結果等を踏まえ、鉄道と市街地との関係の変遷、交通ネットワーク、土地利用状況、鉄道による市街地分断状況等の時点修正や、現況における問題点・課題の再整理を行う。

(3) 連続立体交差化の必要性

前号の結果等を踏まえ、交通ネットワーク及びまちづくりの両視点等から、まちづくりの基本となる将来目標を設定し、連続立体交差事業の必要性を整理する。

(4) 最適案の検証

別途調査検討業務における連続立体交差の検討、概算工事費の算定等の結果を踏まえ、連続立体交差化の各ケースについて、「費用便益分析マニュアル〈連続立体交差事業編〉」(令和7年8月 国土交通省道路局 都市局)に基づく費用便益分析等を行う。

なお、各ケースについては、別線・仮線などの高架方式3ケース程度を想定する。また、単独立体交差についても、連続立体交差化の比較対象として、過年度の検討成果で算出した費用等を参考に検討を行う。

費用便益分析に必要な交通量推計については、今年度に道路部局で予定する調査検討を踏まえ、市から提供する全国道路・街路交通情勢調査をベースとした現況再現・将来交通量推計等を活用し算出する。

(5) まちづくりの検討

ア 連続立体交差化の検討及び関係機関等の意見を踏まえ、過年度に検討した駅前広場計画図等の修正を行うとともに、対象区間における側道の平面計画等を検討する。

イ 現況から連続立体交差化の施工時、完了から将来の駅前広場の施工計画を整理する。

(6) 今後の調査推進に向けた整理

前各号に定める検討の結果を踏まえ、連続立体交差事業調査(国庫補助調査)等に進むにあたり、課題や問題点を抽出するとともに、解決に向けた考え方を整理する。

(7) 関係機関等との調整資料作成

鉄道事業者、交通管理者、道路管理者等の関係機関及び庁内における調整等の資料を作成する。

(8) 打合せ協議

本業務に関する打合せ記録の作成は受注者が行うものとし、打合せ後速やかに監督員に提出するものとする。業務の打合せは業務着手時、業務中間時（3回）、成果品納入時を基本とし、発注者受注者協議のもと必要に応じて適宜行う。

(9) 報告書の作成

前各号の業務内容を取りまとめ、報告書を作成する。

(成果品)

第7条 成果品は次のとおりとし、各2部印刷したものとデータ（Word・Excel 及びPDF ファイル）を格納したDVD-Rを提出する。なお、電子データは土木設計業務等の電子納品要領に基づかないものとする。

(1) 業務報告書 1式

(2) 図面 1式

(3) その他発注者が必要と認めるもの 1式

(実施体制)

第8条 受注者は、本業務の実施にあたり技術上・工程上の管理等を総括する者として管理技術者（主任技術者）及び照査技術者を定めるものとする。

2 管理技術者は、本業務を円滑かつ確実に実行するため、技術士（総合技術監理部門（建設一都市及び地方計画）又は建設部門（都市及び地方計画））又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者でなければならない。

3 管理技術者のほか、本業務に携わる技術者については、本業務に係る資格を証明する書類を発注者に提出後、本業務に着手するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 受注者は、本業務を遂行するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」に掲げる事項を遵守しなければならない。

(疑義の解決)

第10条 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、問題等の解決に努めるものとする。

(その他)

第11条 本業務に伴う交通費その他要する経費は、原則として受注者の負担とす

る。また、受注者は、完了検査終了後においても修正箇所等が発見された場合は、発注者に過失がある場合を除き、受注者としての責任の範囲内において、成果品の修正に努めること。

第 1 2 条 本業務の成果品の著作権及び所有権の一切の権利は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者に許可なく成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧、複製又は譲渡をしてはならない。

第 1 3 条 受注者は、本業務に取り組むにあたり、別紙「相模原市環境方針」に掲げる事項を遵守しなければならない。